平成２２年（フ）第７２０１号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1891
破産者　杉山　芳夫
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２２９号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1568―１―101
破産者　佐藤　　勉
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第３０３号
相模原市中央区田名793番地
破産者　株式会社割烹旅館大黒屋
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第７２号
兵庫県揖保郡太子町原456番地１
破産者　司興財株式会社
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１５５９号
北海道歌志内市字東光27番地
破産者　空知緑化株式会社
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９３号
埼玉県戸田市本町４丁目14番25号
破産者　株式会社アイ・エム・アイ
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３５８号
さいたま市北区別所町18番地22
破産者　株式会社グリーンオートサービス
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０２２号
東京都町田市小山ヶ丘２―２―５　まちだテクノパーク、商業登記簿上の本店所在地東京都府中市紅葉丘３丁目32番地21
破産者　東京システム開発株式会社
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３０８号
東京都江戸川区西一之江１丁目11番10号
破産者　株式会社卓進工業
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２９１号
東京都中央区日本橋茅場町１丁目６番12号共同ビル407
破産者　株式会社アプレイズ
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２９号
東京都町田市つくし野１丁目22番地38
破産者　岡部　礼子
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２７０５号
横浜市青葉区荏田町234番地１
破産者　株式会社日本テクノス
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２９号
横浜市青葉区荏田町490番地17
破産者　幸和電子株式会社
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３０号
相模原市南区磯部1176番地
破産者　松下産業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１４８号
相模原市中央区田名3277番地14
破産者　株式会社スター・クラスター
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２２４号
滋賀県東近江市御園町稲依152番地
破産者　株式会社レアルソーシング
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第７５４２号
大阪市中央区日本橋２丁目16番４号
破産者　東部魚類販売株式会社
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４７６号
大阪府東大阪市岩田町６丁目１番54号
破産者　有限会社東鈑金工作所
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４４７号
大阪府南河内郡河南町大字山城642番地
破産者　有限会社藤井組
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
広島市安佐北区落合２丁目40番23号
破産者　株式会社ひろしまハウジング
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２７号
北九州市八幡東区東田２丁目５番８号
破産者　株式会社エコーダ
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第２６１０号
北海道旭川市東鷹栖東２条１丁目843番地の20
破産者　株式会社旭川大仁
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部